最終更新日:2020年6月27日

福留ハム株式会社
代表取締役社長　福原　治彦
問合せ先:082-278-6161
証券コード:2291
www.fukutome.com/

当社のコーポレート･ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社グループのコーポレート･ガバナンスに対する基本的な考え方は、企業価値を高め、株主、消費者及び地域などから支持され、信頼される企業経営を実現することであると考えており、『原理原則』に基づいた社員教育の実施を図っております。また、内部統制活動におきましては、監査役及び監査法人と連携し、当社グループを含む全事業所の内部統制機能の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス･コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4】
当社の現在の株主構成を踏まえると、海外投資家の持株数比率は0.047%と低く、海外投資家を対象とした招集通知等の英文開示は行っておりません。今後、招集通知の英訳につきましては、海外投資家の持株比率等に留意しつつ、引き続き検討してまいります。

【補充原則1－2－5】
当社は、株主総会における議決権は、信託銀行の名義で株式保有する機関投資家等の実質株主を特定することができないことから、株主名簿上に記載または記録されている者が所有しているものとして、実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問等を行うことは原則認めておりません。今後、実質株主の要望、信託銀行等の動向により検討を行ってまいります。

【原則1－4】
当社は、現時点で投資目的での株式の保有は行っておりません。投資以外の目的で保有する株式は、業務提携、取引の維持･強化及び株式の安定等を目的としております。なお、当該株式に係る議決権の行使に関しましては特段の統一基準を設けておりませんが、その議案が当社の株式保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上が期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っております。また今後当社の企業価値向上の観点から、株式保有リスクの抑制等を考慮し原則的に新たな保有は行わない方針です。現在保有している株式におきましては定期的に取締役会に報告を行い縮減等についても検討し、保有株式の売却も実施し縮減に取り組んでおります。

【補充原則3－1－2】
当社の現在の株主構成を踏まえると、海外投資家の持株数比率は0.047%と低く、海外投資家を対象とした英文開示は行っておりません。今後、海外投資家の持株比率等に留意しつつ、引き続き検討してまいります。

【補充原則3－2－1】
(ⅰ)外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握･評価を行っておりますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定しておりません。今後必要に応じ監査役会にて協議･決定する予定です。
(ⅱ)外部会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の当社外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、独立性･専門性共に問題はないものと認識しております。

【原則4－2－(2)】
当社は取締役会で決定する事項については十分な審議検討を行い、決定した内容については取締役が執行しております。取締役の報酬は、株主総会で総額を決定し、その範囲内で決定しております。また、決定にあたっては、会社の業績、職務遂行の難易、責任の軽重、その他の諸事情を総合的に勘案しております。業績連動報酬におきましては、今後の検討課題であると考えております。

【補充原則4－2－1】
取締役の報酬は、株主総会で総額を決定し、その範囲内で決定しております。また、決定にあたっては、会社の業績、職務遂行の難易、責任の軽重、その他の諸事情を総合的に勘案しております。また、当社は現在、現金報酬のみとなっておりストックオプションは設定しておりません。当社では役員持株会を設け報酬より毎月拠出しております。

【補充原則4－3－1】
当社は、役員の任期を1年としており、再任にあたっては、業績に基づいた評価を行っております。その他取締役の評価について定めた基準はありませんが、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い体制を検討してまいります。

【補充原則4－3－2】
当社では、独立した諮問委員会等を設置しておりませんが、CEOの選任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会において、独立社外取締役の適切な関与･助言を得た上で、資質を備えたCEOを選任しております。

【補充原則4－3－3】
当社では、独立した諮問委員会等を設置しておりません。又、CEOを解任するための一律の評価基準や解任要件は定めておりません。万が一CEOが法令･定款等に違反し当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することとなります。

【補充原則4－8－1】
当社は、監査役4名のうち2名を社外監査役として選任しており且つ、常勤監査役として2名選任しております。常勤監査役は社内の経営会議を含

む重要な会議にも参加し、監査役として積極的に意見を述べております。また、業務執行取締役は、社外取締役および社外監査役に1か月毎にレポート等の提出を行い情報の共有、連携を図っており、独立社外役員のみを構成員とする会合等は設定しておらず、今後の検討課題といたします。

【補充原則4－8－2】
独立社外取締役3名選任しておりますが、筆頭独立社外取締役は選定しておりません。各業務執行取締役が独立社外取締役3名に毎月レポート等を提出し、連携にあたる体制を整備しております。

【原則4－9】
独立社外取締役候補者の選定にあたっては、独立性に関する基準又は方針については定めておりませんが、会社法や東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にすると共に、当社の将来に寄与していただける候補者を選定しております。また、選任理由におきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しております。

【原則4－11】
当社の取締役は、経営部門、製造部門、営業部門、開発部門等の各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割･責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。また、当社の監査役には、弁護士、税理士等がおり、法務･財務会計に関する適切な知見を有しております。

【補充原則4－11－3】
取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析･評価等は実施できておりません。今後、評価･実効性の分析、開示に関しましても検討してまいります。

【原則4－14】
当社は、取締役及び監査役の全員を対象とした特別なトレーニング等は実施しておりませんが、社外取締役および社外監査役におきましては、業務執行取締役より毎月レポート等を提出し適切な支援を行う体制を確保しております。取締役及び監査役を含む全社員を対象に、道経一体（道徳と経済）を基本とした自己啓発、修養を目的として、外部セミナーへの参加、外部団体への加入等を推奨しており、その費用については、当社にて一部負担しております。

【補充原則4－14－2】
当社は、取締役及び監査役の全員を対象とした特別なトレーニング等は実施しておりませんが、社外取締役および社外監査役におきましては、業務執行取締役より毎月レポート等を提出し適切な支援を行う体制を確保しております。取締役及び監査役を含む全社員を対象に、道経一体（道徳と経済）を基本とした自己啓発、修養を目的として、外部セミナーへの参加、外部団体への加入等を推奨しており、これは経営基本方針にある経営理念と合致するものであります。

【コーポレートガバナンス･コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－7】
取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。また、当社では、グループ会社役員に関して1年に1回、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行っております。

【原則2－6】
当社は確定給付企業年金と確定拠出年金を併用しております。確定給付企業年金におきましては規模等を勘案し、専門人材の登用･配置は行っておりませんが、運用機関に対するモニタリング等を通じてアセットオーナーとしての機能が発揮出来るように取り組んでおります。確定拠出年金におきましては従業員への福利厚生制度の一環として設けており、制度運営を行っております。確定拠出年金制度における運用は、加入者である従業員が自ら、運営管理機関に対して指図を行うものであり、運用に伴うリスク及びリターンもまた、加入者である従業員が自ら負担するものであります。

【原則3－1】
1　経営基本方針を当社ウェブサイトに掲載しております。（当社ホームページhttp://www.fukutome.com）
2　コーポレートガバナンスの基本方針を当社コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
3　取締役及び監査役の報酬等については、社内規程等において決定に関する方針を定めておりませんが、取締役の報酬等の決定にあたっては、株主総会で総額を決定し、その範囲内で取締役社長が取締役会に諮って決定しております。決定にあたっては、会社の業績、職務執行の難易、責任の軽重、その他の諸事情を統合的に勘案することとしております。
監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。
なお、報酬決定に関する具体的方針と手続きの開示については今後検討してまいります。
4　取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針･手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、下記 ⑴ ～ ⑶ を総合的に判断し指名の手続きを行っております。
また、社外役員につきましては、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。
なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。
　⑴ 取締役候補の選定について･･･経営者にふさわしい人格を有する事、豊かな経験と素養を身につけている事、優れた判断力とリーダーシップを有する事、経営理念に深い理解がある事、法令順守の精神がある事、心身とも健康である事等を総合的に判断し、選定及び指名を行っております。
　⑵ 監査役候補の選定について･･･当社の営業･製造等においての知識に精通し、豊かな経験と素養を身につけている事、優れた判断力とリーダーシップを有する事、経営理念に深い理解がある事、法令順守の精神がある事、心身とも健康である事等を総合的に判断し、選定及び指名を行っております。
　⑶ 社外役員候補の選定について･･･社外役員は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、経営、法務、倫理、財務及び会計、教育等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導･監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行っております。
5　社外取締役候補者及び社外社内役員候補の選任理由については、別紙の通りであります。監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4－1ー1】
当社は、経営の意思決定･監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っております。取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を決定しております。

経営会議は、代表取締役が議長となり、各事業分野の執行責任者で構成され、取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題、業務執行上の課題等の対策を協議しております。

【原則４－８】
当社は、社外取締役3名、社外監査役2名が在籍しており、当該社外役員全員を独立役員として指定しております。社外取締役3名は、社外取締役独自の外的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と意見交換を行なえる体制を構築しており、現段階において当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。加えて、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、社外役員5名で十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考えております。

【補充原則４－１１－１】
原則３－１　４に記載のとおりであります。今後も、取締役会全体としての知識･経験･能力のバランス、多様性および規模をより意識して体制を築いてまいります。

【補充原則４－１１－２】
取締役、社外取締役、社外監査役の兼任状況は、株主総会招集通知および有価証券報告書を通じ毎年開示をしております。

【原則５－１】
当社は、支援カンパニー内に広報･IR室を設け、担当取締役、社長室、経営管理本部、総務支援部及び経理支援部と連携しております。株主や投資家に対しては、決算開示･適時開示情報を迅速に開示すると共に、当社ホームページにおいても掲載をしており、ホームページにおいてもＱ＆Ａコーナーを設置し、ご質問に対応できる体制を取っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社福留興産	1,013,400	30.36
福栄会	327,600	9.81
福原　康彦	130,026	3.89
中島　修治	78,065	2.33
株式会社フジ	63,200	1.89
株式会社もみじ銀行	62,260	1.86
福原　治彦	61,404	1.84
株式会社広島銀行	48,400	1.45
株式会社伊予銀行	46,540	1.39
株式会社福岡銀行	46,400	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
原　孝司	その他											○
越智　貢	学者											○
中野　千秋	学者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原　孝司	○	当社独立役員	経営コンサルタントとして豊富な知識と経験から社外取締役としての職務を客観的かつ中立的に遂行できるものと判断しております。また、独立性が疑われるような属性等は存在しておらず独立役員としての職務を十分に果たすことができるものと判断しております。

越智　貢	○	当社独立役員	大学名誉教授として応用倫理学に精通しており、当社の社員教育プログラムをさらに充実したものにすることができると判断し、かつ、豊富な知識と経験から社外取締役としての職務を客観的かつ中立的に遂行できるものと判断しております。また、独立性が疑われるような属性等は存在しておらず独立役員としての職務を十分に果たすことができるものと判断しております。
中野　千秋	○	当社独立役員	大学教授として経営倫理学等に関する深い見識を有し、当社において倫理的企業風土の醸成に寄与していただけ、かつ、豊富な知識と経験から社外取締役としての職務を客観的かつ中立的に遂行できるものと判断しております。また、独立性が疑われるような属性等は存在しておらず独立役員としての職務を十分に果たすことができるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は、検査部が実施しております。監査役と検査部は、監査役会開催後、定期的に内部統制の状況について協議を重ね情報の共有化を図っております。また、監査役と会計監査人は、会計監査人の定例の監査結果報告はもとより、必要都度相互の情報交換・意見交換や会計監査人による実地棚卸等の実査に立ち会うなど連携を密にして、内部管理体制の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
池村　和朗	弁護士													○
近藤　敏博	公認会計士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池村　和朗	○	当社独立役員	他企業において社外取締役・社外監査役を務めた経歴もあり、弁護士としての豊富な経験と専門的見地を、当社の監査に反映していただけ、かつ、豊富な知識と経験から社外監査役としての職務を客観的かつ中立的に遂行できるものと判断しております。また、独立性が疑われるような属性等は存在しておらず独立役員としての職務を十分に果たすことが出来るものと判断しております。
近藤　敏博	○	当社独立役員	公認会計士・税理士として財務及び会計に関する豊富な経験と専門的見地を、当社の監査に反映していただけ、かつ、豊富な知識と経験から社外監査役としての職務を客観的かつ中立的に遂行できるものと判断しております。また、独立性が疑われるような属性等は存在しておらず独立役員としての職務を十分に果たすことが出来るものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の属している業界においては、インセンティブ付与は、現状においてなじまないと判断している為。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役は、支給人員及び種類別の総額を開示している。
監査役(社外監査役を除く。)は、支給人員及び種類別の総額を開示し、社外監査役も支給人員及び種類別の総額を開示している。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対し、定期的に業務執行取締役員よりレポートを提出し情報を提供しているほか、取締役会の開催に際して付議事項の事前説明を行っております。また、社外監査役に対し、常勤監査役より定期的に情報を提供しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

・当社の経営上の意思決定につきましては、取締役会において行っております。取締役会は、1カ月に1回の開催を原則としており、別途必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は取締役（社外取締役も含む）と監査役（社外監査役も含む）で構成され、経営方針に関する事項及びその他の重要な事項の決定や報告が行われております。
・当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該社外取締役または社外監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条1項の最低責任限度額を限度としております。
・経営会議といたしましては、月次報告会議、課題検討会議、次月業績検討会議等それぞれの諸問題を検討する月3回の経営会議に加え、営業戦略会議、事業部経営会議を設けており課題について討議、対応しております。
・監査・監督機能といたしましては、監査役は取締役会の他、経営会議等に出席し取締役の業務執行を監視できる体制にしており、コンプライアンス
の問題についても常に監視できる体制にしています。
・内部統制の整備運用につきましては、監査役および監査法人と連携し、整備運用状況についての意見交換をしています。
・コンプライアンス体制につきましては、代表取締役及び営業、製造、管理部門担当の役員をメンバーとする「コンプライアンス委員会」を設置し、製品・商品の安全・安心の包括的な管理体制のみならず、全般的な法令順守体制を強化いたしました。また、コンプライアンス経営を確固としたものにするため問題点の早期発見と早期対応することを目的として「コンプライアンスホットライン(内部通報窓口)」を総務経理部内に設けております。
・リスク管理体制につきましては、「ＦＲＡ（福留ハム・リスクマネージメント・アクション）委員会」を設置し、感染症対策・事故対策・災害対策等のリスク管理マニュアルを策定し、未然防止対策、危機管理体制等を整備いたしました。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、監査役は経営上の最高意思決定機関である取締役会を始め、経営会議等主要な会議への出席や事業所等の監査の実施及び会計監査人、内部監査部門との連携などによりコンプライアンス並びにコーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう経営の監視機能を強化しております。また、当社は経営の監視・監査機能を強化するため独立性の高い社外取締役3名ならびに会計・法務等の分野において専門的知見を有する社外監査役2名を選任していることにより、外部からの客観的及び中立的な経営監視の機能は十分であると判断しているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	3月決算会社の集中日より早い、6月中旬に開催しております。 （毎年土曜日に開催しているが2020年は平日開催）
その他	出席株主と懇親の場を設け、意見交換をしています。 （2020年は中止）

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	主に決算短信。招集通知、会社情報資料などを掲載しております。 http://www.fukutome.com	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長室	
その他	証券会社発行のIR情報雑誌にIR情報を掲載しています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	内部情報管理規程を定め、内部情報の管理を徹底するとともに、適時適切な開示を行うことに より、経営の透明性を確保しています。又、経営理念、社員憲章を制定し当社グループ全従業 員で勉強会を実施することにより、コンプライアンスに対する認識を深めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	主要2工場は、ＩＳＯ 14001 を取得しています。又、一般のお客様を対象とした『工場見学』及び 『手造りウインナー体験教室』のご案内については、ホームページに掲載しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社の永続的な成長･発展のため並びに株主･顧客の方々からの支持を得、信頼される企業経営を実現させるため、従来の内部監査システムが、有効且つ効率的に機能し、経営の透明性を図る監視機能として、取締役の職務の執行に必要な法令及び定款に適合することを確保するために必要な体制及びその他株式会社の業務の適正性を確保するに必要な体制を整備し、取締役はもちろん企業全体が合理的に事業を遂行することを考慮し内部統制システムを構築しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ)取締役は、毎月3回開催する経営会議において経営に関する課題を検討し、定期的に開催する取締役会で経営に関する課題について決定する。また、重要案件が生じた場合には、臨時取締役会を開催する。
(ロ)取締役は、取締役会で決定した「内部統制」に関する基本方針に従い運用しているかを監督するとともに業務の改善等によるシステムの変更が生じた場合、必要に応じて見直しを行う。
(ハ)取締役は、財務情報その他会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備する。
(ニ)当社グループは、社会の秩序や企業活動を脅かす反社会的勢力との関わりを一切持たない事とする。また、そのような団体、個人から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、毅然とした態度で対応する。

（2） 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ)各文書の保存及び管理は別に定める文書規程に従い運用実施し、必要に応じて運用状況の検証、見直し等を行う。
(ロ)各会議事務局は議事録（株主総会議事録･取締役会議事録･経営会議議事録等）を作成し保管する。
(ハ)取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ)検査部を代表取締役社長直轄（代表取締役社長が任命した取締役または執行役員がその補助の任にあたる場合がある。）とし、独立した立場から監査を実施し、その結果について代表取締役社長及び監査役に報告する。
(ロ)品質保証部を代表取締役社長直轄（代表取締役社長が任命した取締役または執行役員がその補助の任にあたる場合がある。)とし、独立した立場から品質検査等を実施し、その結果について代表取締役社長及び監査役に報告する。
(ハ)当社グループにて不測の事態が生じた場合、コンプライアンス委員会及び環境･品質･災害のリスクについてはＦＲＡ（福留ハムリスクマネジメントアクション）を開催し重要課題に対応する。

（4） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)中期経営計画及び年度経営計画を定め、達成すべき目標を明確にする。
(ロ)当社は、毎月3回開催する経営会議及び定期的に開催する取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、毎月年度経営計画の進捗を確認する営業戦略会議及び各事業部経営会議を開催し、目標達成を図る。
(ハ)職務の執行に関する権限及び職責等については、「業務分掌規定」、「職務権限規定」、「業務マニュアル」等の社内規定により、各役職員の権限と責任を明確化し、効率的な職務の執行が行える体制を確保する。

（5）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ全体のリスク管理等は検査部による監査、品質保証部による品質等の検査及び総務支援部がコンプライアンス委員会規定に基づき関係部署との連携を図り管理する。
(ロ)検査部は、定期的に子会社の内部統制の状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
(ハ)当社の役員及び執行役員を子会社の役員に就任させることにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。

（6）監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。また、当該使用人は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

（7）監査役会または監査役への報告に関する体制

(イ)当社グループの取締役及び使用人は、会社の業績に重大な影響を及ぼす恐れがある事実、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告する。
(ロ)監査役は、定例及び臨時の取締役会、毎月開催する経営会議に出席する他、重要な会議にも出席し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して、業務執行状況等に関する報告を求めることができる。
(ハ)監査役への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由にして不利な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。
(ニ)監査役が職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還を請求した時は、監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ)監査役は、会計監査人、検査部、グループ各社の監査役と情報交換に努めるとともに、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保する。
(ロ)監査役会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項等についての情報･意見交換を行い、相互の意思疎通を図るよう努める。
(ハ)監査役会は、会計監査人及び検査部との連携を図り、定期的に意見交換を行い、監査の実効性を確保する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適正に行うため、内部統制規程に基づき財務報告に係る内部統制監査を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、社会の秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持ちません。また、そのような反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、本社総務支援部がその統括部署として、顧問弁護士及び最寄の警察並びに場合よっては関係の行政機関等に報告･相談し適切なアドバイスを受け対処するようにしています。また、必要に応じて各種事例を通してグループ内へ啓蒙を行っています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

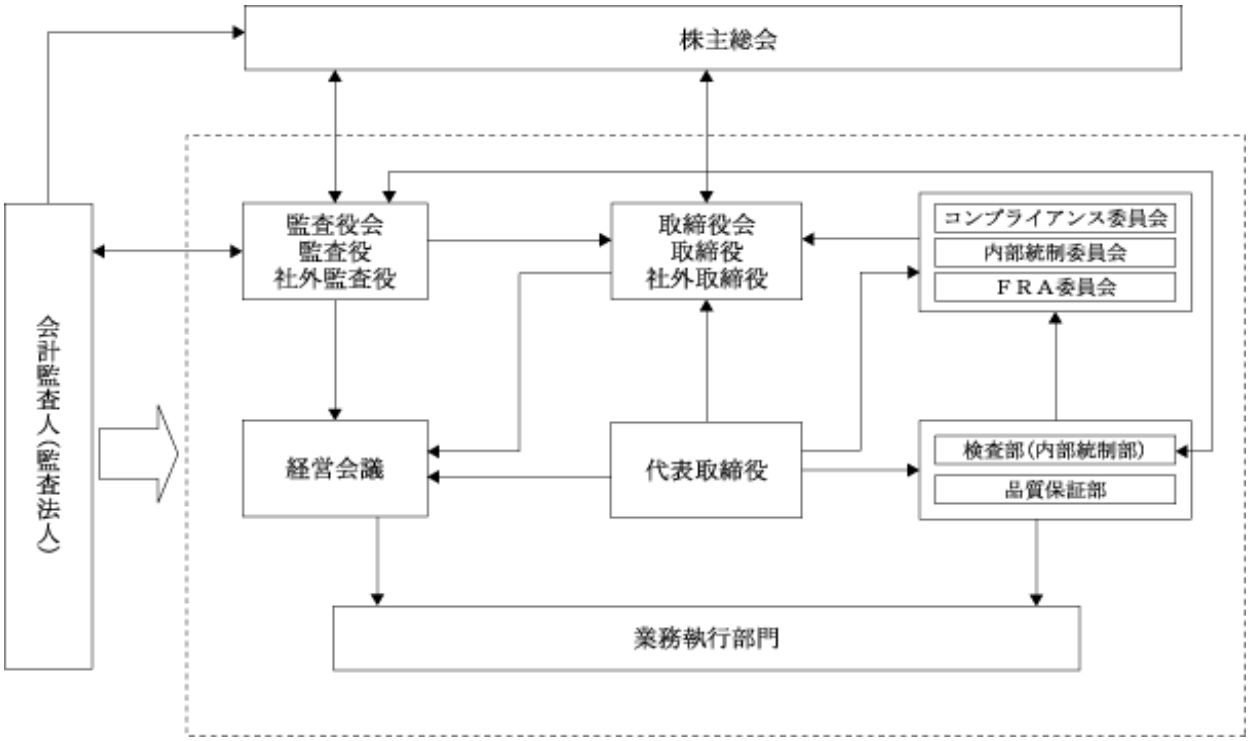
該当項目に関する補足説明

当社としては重要な事項と認識し、継続的に検討をしておりますが、現状の株式分布状況を鑑みて、現時点での防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社はコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、検査部に独立性をもたせ内部統制・内部牽制機能の強化・充実を図るとともに、リスクを認識、分析及び評価する社内コンプライアンスの体系を構築いたします。

【模式図(参考情報)】


株主総会
監査役会
監査役
社外監査役
取締役会
取締役
社外取締役
コンプライアンス委員会
内部統制委員会
ＦＲＡ委員会
会計監査人(監査法人)
経営会議
代表取締役
検査部(内部統制部)
品質保証部
業務執行部門

〈適時開示に係る社内体制〉

